



原油価格高騰の影響を大きく受けている小規模企業者の事業継続を支援するため津市独自の支援金交付事業を実施します。

申請期間

令和4年7月11日（月）～11月10日（木）

※消印有効

市内に事業所を有する「小規模企業者」（個人事業者・会社）

小規模企業者の定義

常時使用する従業員の人数で規定

対象者

◇卸売業、小売業、サービス業は従業員5人以下

◇その他の業種（製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業等）は従業員20人以下

※詳細は必ず津市ホームページの申請要領をご確認ください！

対象要件

令和4年1月～6月の期間で、ガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガス、（以下「エネルギー関連経費」という。）の経費が、いずれかの月において、

①10万円以上20万円未満の事業者、②20万円以上の事業者。

※市内事業所の事業で支出したエネルギー関連経費のみ対象となります。

※支援対象経費について、他の公的制度で同一の経費に対する支援制度の対象となっていないこと。

※本支援金は1事業者につき1回のみ申請が可能です。

交付額

①対象月のエネルギー関連経費の合計額が10万以上20万円未満の事業者 5万円

②対象月のエネルギー関連経費の合計額が20万円以上の事業者 10万円

提出書類



- ・津市HPから申請書等をダウンロードし、次の書類を揃えて申請してください。
- ・申請には、申請書・誓約書のほかに、次の書類が必要です。

① 市税の完納証明書

市税に滞納がないことを証する書類。市外の事業者が市税の完納証明書を請求する場合は、市外事業所が所在する自治体で完納を証明する書類をご取得ください。

② エネルギー関連経費の領収書等の写し

エネルギー関連経費を支出したことを証する書類等の写し。領収書等には取引の内容が確認できる事項が記載されている必要があります。

③ 前年度の確定申告書等の写し

<法人> 令和3年分の收受印入り「法人税の申告書(別表一)」及び「法人事業概況説明書(2枚(両面))」の写しを提出してください。
<個人> 令和3年分の收受印入り「所得税の申告書B(第一表)」の写し及び「所得税青色申告決算書(1頁及び2頁)」の写し(白色申告の場合は「収支内訳書の写し」)を提出してください。
※e-Taxを利用して申告した場合は、申告書等とともに「受信通知」を添付してください。

④ 本人確認書類等の写し

- ・個人事業者の場合は運転免許証の写し等の申請者本人の氏名、生年月日、現住所が確認できるもの
- ・法人の場合は代表者の運転免許書等の写し又は履歴事項全部証明書

⑤ 申請者名義の通帳の写し

振込先となる通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や名義人が分かるページ

※このほかにも申請に必要な書類がありますので、申請の際には、必ず津市ホームページの申請要領をご確認ください！

申請方法など



申請は原則、郵送のみ
(申請書等は津市のホームページよりダウンロードしてください。)

申請書の入手方法

ホームページ：「津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金」で検索
〒514-0131 三重県津市あかつ台4-6-1 あかつピア1階

津市ビジネスサポートセンター

「津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金」事務局あて



問い合わせ先



商工観光部

各総合支所

経営支援課

商業振興労政課

地域振興課

TEL：059-236-3355

TEL：059-229-3114